

別記様式第1号(第四関係)

か み お お く ほ ち く か っ せ い か け い か く
上大久保地区活性化計画

栃木県・鹿沼市

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	上大久保地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	鹿沼市
地区名(※1)	上大久保地区
計画期間(※2)	平成26年から平成28年

目標 (※3)
 一級河川大芦川から取水の優良農地の一部を構成する本地区では、農業用排水施設の老朽化に伴う利水に苦慮しながら主要品目である水稲、にら等の生産が盛んに行われている。しかし、農業従事者の高齢化と担い手不在に伴う農業就業者数の顕著な減少が、地区人口の減少につながっている等地区の活力が減退している状況であります。このため、当地区で行われている水稲、にら等の収益性の高い農業の実現による農業経営の安定化を図り、高齢農業従事者の営農の継続と、新規就農等担い手の確保育成に繋げるための基礎条件である農業用排水施設の整備を行うこととする。これにより、農業従事者数を維持し、地区人口の減少の抑制による地区の定住の促進をめざすものである。具体的には、鹿沼市全体の農家戸数の減少率9.3% (1.0-(平成17年度4,171戸/平成12年度4,598戸)×100 国勢調査調べ)を上回らないよう、当該地域の農家戸数を平成26年度20戸(農家台帳調べ)に対して、平成28年度においても19戸に保持することを目標に掲げ、定住化を促進する。

目標設定の考え方
地区の概要：
 当地区は、鹿沼市の西部に位置し、地区北側は主要地方道鹿沼日光線、南側は一級河川大芦川に隣接した、南北方向に1/150程度の地形勾配を有した水田地帯であり昭和53年に農業構造改善事業により区画整理が行われている。
 営農形態は、大芦川を農業用水の水源とした水稲作付けが中心であるが、当地区を含めた近隣地域の農家戸数は減少傾向であり、農業従事者の年齢は高齢化へとスライドしている。

現状と課題
 当地区は、大芦川以外の水源の確保は容易ではなく、地元の神舟堰水利組合では重要な農業用水施設として頭首工の維持管理を行っているが、当初施工から半世紀以上を経た暗渠水路本体は劣化が顕著に見られ、その維持管理のみならず安定した水量確保に苦慮している状況にある。
 耕作条件の悪化は農家の経営意欲を低下し、農地の維持管理不足や耕作放棄地を生み、農家の地域離れの要因ともなっている。
 そのため、暗渠水路の改修が緊急課題であり、農業用水施設の整備事業導入が必要である。

今後の展開方向等(※4)
 暗渠部水路159mを部分改修して、農業用排水施設としての機能を確保することで、生産性の高い農業基盤を確立し、農家の経営意欲向上による安定した農業経営の持続、展開を図り、農家戸数の減少を抑制し、当地域の定住化を促進する。

- 【記入要領】**
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
 - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
 - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
 - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
鹿沼市	上大久保地区	基盤整備(農業用排水施設)	鹿沼市	有	イ	H26

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

上大久保地区(栃木県鹿沼市)	区域面積(※2)	12.0ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地域の総面積12.0haのうち、農用地面積は11.6haで97%を占め、農林漁業従事者数は全事業従事者数の100%を占める。		
②法第3条第2号関係: 頭首工などの農業用排水施設の老朽化に伴い維持管理に多大な労力が必要であり、また、農業従事者の高齢化や後継者不足により農家戸数が減少し地域活力が低下してきているため、基盤整備を実施し、生産性の向上、農家の経営意欲を向上させることで、安定した農業経営の確立による地区の活性化を行い、定住化を促進することが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 当該地域は水田と山林に囲まれた地域で、住宅が点在する集落形態であり、都市計画法の市街化調整区域の農村である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、効率的な農業生産と維持管理及び労力等の節減を図り、安定した水田農業経営の確立を図ることで地域の農家戸数を平成26年度の20戸に対して、平成28年度は19戸の1戸減少にとどめることを目標としており、平成28年度の達成状況の評価するため、計画期間完了時点の農家戸数を、目標設定時と同様に当該年度の農家台帳により戸数の変動を把握する。

また、県においては、鹿沼市の確認状況を審査し、目標の達成状況を確認する。

なお、この評価結果については、鹿沼市が第三者委員会を組織し意見聴取により正確性を確保し公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。